資料４

マイナンバーカード普及及び

地域のデジタルリテラシー向上促進業務

企画提案審査要領

令　和　４　年　５　月

岩　　　手　　　県

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は岩手県（以下「県」という。）が実施する「マイナンバーカード普及及び地域のデジタルリテラシー向上促進業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1　審査機関

(1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。

(2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された、別添資料３「企画提案書作成要領」で定める書類（以下「企画提案書等」という。）について、別表の審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2　審査方法

(1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションに基づいて行う。

(2) 参加者が６者以上となる場合には、ふるさと振興部科学・情報政策室が、企画提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を行い、上位と評価された５者により、委員会において、企画提案書等による書面審査を行う場合がある。

(3) 参加者が５者以下であった場合には、一次審査は行わないものとする。

(4) 委員会は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、委員ごとに上位３者まで順位点（１位＝５点、２位＝３点、３位＝１点）を付し、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて報告するものとする。

　なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、選考委員会において合議の上、総合順位を決定する。

(5) 参加者が１者のみであった場合にも、委員会において企画提案書等による書面審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

3　審査結果の通知

審査結果については、各参加者に文書で通知する。

（別表）

審査項目、審査観点及び配点（100点満点）

審査項目	審査観点	配点	
１　全般	・　本業務の実施背景（マイナンバーカード・マイナポイント関連施策、デジタルデバイド対策等）を十分に理解した提案となっているか。 ・　県内の実情を十分に理解した提案となっているか。 ・　本事業の目的を達成する上で必要な実施項目が網羅されているか。	30	30
２　業務内容			45
(1) マイナポイント申請支援会	・　開催予定回数は十分か。 ・　内容は妥当なものであるか。	15	
(2) スマホ相談会	・　iOS、Androidの双方の相談に現地で対応できる力があるか。 ・　内容は妥当なものであるか	15	
(3) その他	・　事業効果をさらに高めるための独自の提案があり、その内容が実現可能なものとなっているか。	15	
３　業務履行能力	・　過去３年間に類似の業務実績があるか。 ・　提案内容を適正かつ確実に履行することが可能な組織体制が構築されているか。 ・　実施方法やスケジュールが具体的かつ現実的な提案となっているか。	15	15
４　積算内訳	・　積算単価や数量は妥当なものであるか。 ・　提案内容との整合性がとれているか。	10	10